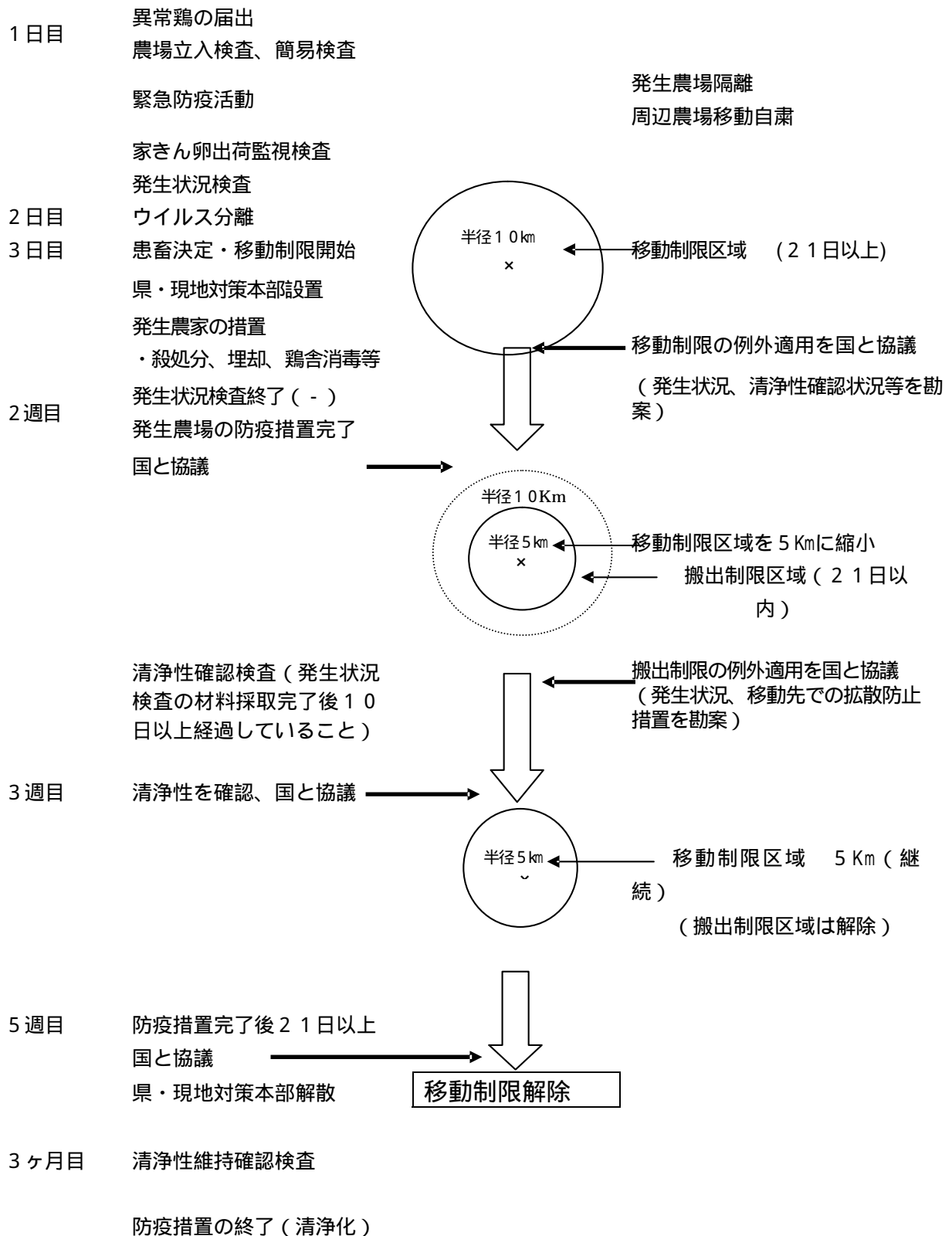


参考資料

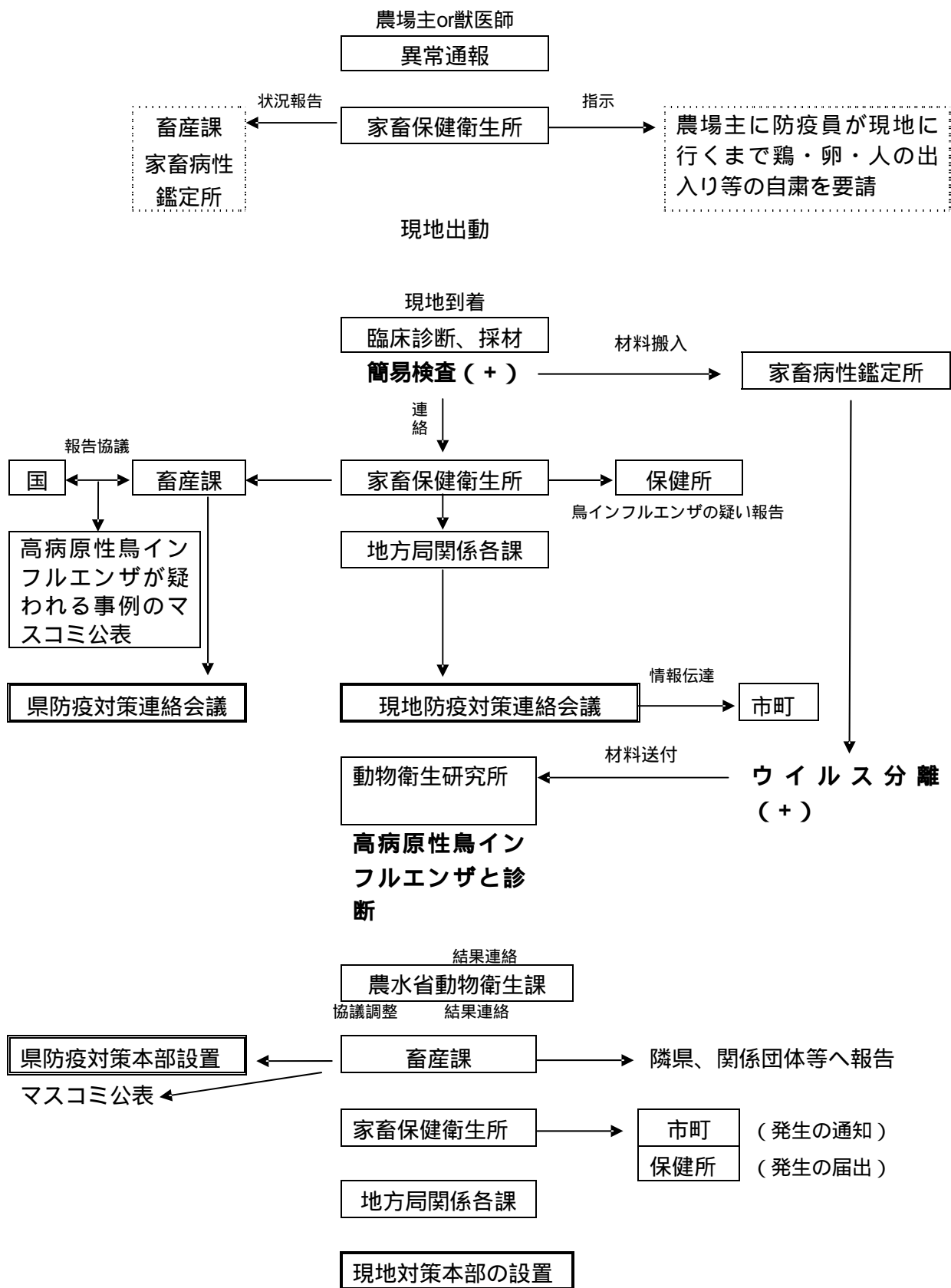
目次

参考資料 1	高病原性鳥インフルエンザ発生における防疫措置の概要	41
参考資料 2	異常家きん届出から病性決定時までの連絡体制	42
参考資料 3	県対策本部各対策班の基本方針及び業務内容について	43
参考資料 4	高病原性鳥インフルエンザ防疫従事者の作業の手引	52
参考資料 5 - 1	発生地班マニュアル	54
参考資料 5 - 2	発生地班；消毒グループマニュアル	55
参考資料 5 - 3	発生地班；評価グループマニュアル	57
参考資料 5 - 4	発生地班；殺処分グループマニュアル	61
参考資料 5 - 5	発生地班；埋却グループマニュアル	63
参考資料 5 - 6	発生地班；焼却グループマニュアル	66
参考資料 6	移動制限及び消毒ポイントの運営マニュアル	69
参考資料 7	消毒作業マニュアル	72
参考資料 8	G P センター及び食鳥処理場の再開における確認方法	74
参考資料 9	放置された所有者不明の鶏等の発見通報等への対応	77
参考資料 1 0	発生市町における対応	79
参考資料 1 1	愛媛県野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応マニュアル	81

参考資料1 高病原性鳥インフルエンザ発生における防疫措置の概要



参考資料2 異常家きん届出から病性決定時までの連絡体制



参考資料3 県対策本部各対策班の基本方針及び業務内容について

対策本部設営班	班長：総務管理課長
<p>1 基本方針 県対策本部連絡会議の開催及び県対策本部の設置が迅速にできるよう会場等の確保及び設営を行う。</p> <p>2 業務内容 (1) 対策本部設置場所の確保、設営 (2) 対策本部室への電話、FAX、テレビ回線、庁内LAN配線の設営 (3) 対策本部の運営に必要なコピー機、机、椅子、事務用品等の確保 (4) 本部長等による記者発表席の設営</p>	
総務・調整班	班長：農政課長
<p>1 基本方針 県対策本部の円滑な運営を図るため、県対策本部各班等との連絡調整や情報収集を行うとともに、各種防疫対策を実施するための予算の確保、並びに情報を一元化するための報道機関への対応など、県対策本部の総括的な業務を行う。</p> <p>2 業務内容 (1) 関係部局、中国四国農政局愛媛農政事務所、市町等との連絡調整 (2) 防疫活動に係る各種資材購入、重機・車両等の調達等に係る必要経費の確保 (3) 他の対策班等との連携による情報の収集、整理、管理 (4) 報道情報の作成、プレスリリース、マスコミ取材窓口、記者会見の資料準備 (5) 県HP（記者発表情報、防疫活動進捗状況等を掲載）の開設、更新 ・高病原性鳥インフルエンザに関する総合サイトを作成し、防疫業務の進捗状況や風評被害防止のための情報提供 (6) その他連絡調整業務 各班の所掌に属さない突発的な事項が発生した場合の対応、調整</p>	
広報班	班長：広報広聴課長
<p>1 基本方針 疑い例発生時と患畜確定時に、正しい情報を適宜、的確に県民に伝えることが必要であることから、適切な記者発表を行うための調整を行う。また、県民への安心・安全情報の提供が重要であることから、マスメディア（県政広報番組、県政広報誌等）、メールマガジン等を活用し、広報を行う。</p> <p>2 業務内容 (1) 疑い例発生及び発生(決定)に係る記者発表 ア 畜産課と協議（プレスリリースの基本事項） イ 報道幹事社と協議 (ア) 記者発表の調整（時間、場所） (イ) 取材活動の調整（取材に係る協力要請・内容調整等） ウ 報道資料の配布 (2) 対策本部による記者発表等に係る調整 ア 記者発表についての調整（定時・臨時） イ 報道資料配布について調整（1日の回数、時間、問い合わせ先の決定） ウ 取材活動について調整 (ア) 取材に関する協力要請内容の調整</p>	

(イ) 庁内取材先の調整 (3) 県民に対する相談窓口及び風評被害防止対策等の広報 ア 適時の現地措置状況の広報 イ 県民に対して関係所属が開設した相談窓口の広報 ウ 風評被害防止対策の広報	
消費者啓発班	班長：県民生活課長
1 基本方針 県内での高病原性鳥インフルエンザの発生による消費者の不安等を解消するため、消費者のための相談窓口を設置し、畜産課の協力を得て安全・安心に関する正しい情報の提供を行う。	
2 業務内容 (1) 消費者に対する安全・安心情報の提供 (2) 消費者のための相談窓口の設置 ア 疑い事例発生時、畜産課は、正確な情報とQ & Aや関係照会先等を盛り込んだ相談マニュアルを県民生活課を通じて消費生活センターに提供する。消費生活センターは、当該マニュアルに基づき、消費者からの相談、問い合わせに対応する。 イ 高病原性鳥インフルエンザ発生の確定を受けて対策本部が設置された時は、消費生活センターに、「消費者に対する相談窓口」を設置し、畜産課からの情報及び相談マニュアルに基づいて、引き続き消費者からの相談、問合せに対応する。	
危機管理班	班長：危機管理課長
1 基本方針 想定を越えた大規模発生に際しては、人畜共通感染症として社会的・経済的混乱が見込まれるため、国(内閣官房、消防庁等)との連絡調整、全庁的な情報の共有化や自衛隊の派遣要請等の緊急時の対応を行う。	
2 業務内容 (1) 全国的な動向の情報収集、庁内危機管理連絡会議等による情報共有化 (2) 広域連携 大規模な発生や続発により、一般廃棄物焼却場における鶏の焼却処分等、本県だけでは対応できない状況となり広域的な連携が必要となった場合は、他県との総合調整を行う。 (3) 自衛隊の派遣要請 想定を越えた大規模発生や続発により防疫措置が遅延し、被害の拡大による地域の社会的・経済的混乱が見込まれる事態となったときには、発生状況、派遣を希望する期間、区域、活動内容等を防疫対策班と協議しつつ派遣要請を行う。 (4) 災害関係機関への情報提供と連絡調整	
水環境対策班	班長：環境政策課長
1 基本方針 高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う殺処分鶏・汚染物品の埋却処分においては、その埋却場所、埋却方法及び埋却状況等によっては、汚水の流出による水質汚濁等、周辺の水環境汚染を引き起こす可能性がある。このため、現地対策本部と	

連携し、周辺環境に係る情報収集及び環境モニタリング等を実施し、周辺環境の安全確認、安全確保を図る。

さらに水道及び飲用井戸等の関係者に対し、必要に応じ情報提供を行い衛生確保の指導を行う。

2 業務内容

(1) 埋却場所の周辺環境に係る情報収集及び環境保全対策の指導・助言等

ア 現地対策本部に対し、埋却場所周辺の河川等の状況及び既存水質データ、並びに水道水源及び井戸の設置状況等、必要な周辺環境情報等の収集及び整理の実施を指示する。

イ 必要に応じ、埋却処分実施に伴う環境保全対策を検討し、対策本部に報告する。

(2) 埋却場所周辺の水質環境モニタリング調査等

現地対策本部に対し、調査の実施を指示するとともに、連携して調査計画等の策定を行う。また、調査結果を取りまとめ、必要に応じ適切な環境対策を検討し、対策本部に報告する。

[調査の概要]

ア 調査内容

・調査時期 埋却処分の実施前及び実施後の一定期間

・調査地点 埋却場所周辺の河川等

*埋却場所及び周辺地形等を考慮し、調査地点を選定する

・調査項目 pH、DO、COD、硝酸性窒素、陽イオン界面活性剤濃度等

イ 実施体制 採水・運搬（現地対策本部等）

水質分析（衛生環境研究所、家畜病性鑑定所等）

取りまとめ（現地対策本部、水環境対策班）

(3) 現地対策本部との連携による飲用水の安全対策

ア 市町水道事業者

(ア) 現地対策本部健康対策班を通じ、水道水質の毎日検査で残留塩素確認の徹底を要請する。

(イ) 必要な場合は、現地対策本部健康対策班を通じ、残留塩素濃度の嵩上げを要請する。

イ 専用水道・条例水道等及び飲用井戸利用者

現地対策本部健康対策班を通じ市町に対し、専用水道等の設置者への水質管理及び飲用指導を要請する。

廃棄物対策班

班長：循環型社会推進課長

1 基本方針

殺処分した鶏・汚染物品等の処理が可能な焼却施設または埋却場所等に関する情報を提供する。また、高病原性鶏インフルエンザの発生にともない、移動制限区域内の滞留鶏卵を処分する場合は、一般廃棄物として、廃棄物処理法に沿って適正に処理されるよう指導を行う。

2 業務内容

(1) 発生農場の殺処分した鶏等の処分は、原則として、発生農場又はその付近において埋却又は焼却等を行うこととするが、あらかじめ市町と協議していた場所での処分が困難となった場合、現地対策本部に対して処分先、及びその運送等についての情報提供を行う。また、現地対策本部に対し、効率的な処理方法

<p>等について助言する。</p> <p>(2) 移動制限区域内での滞留鶏卵等の廃棄</p> <p>ア 一般廃棄物焼却施設管理者(複数)へ協力要請 各施設の受入能力等についての調査の実施及び施設管理者に対する受入の協力要請</p> <p>イ 各焼却施設管理者の受入調整 施設の受入箇所、処理可能量、及び時期の調整</p>	
<p>野鳥監視班 班長：自然保護課長</p>	
<p>1 基本方針 発生地周辺での野鳥や野生動物等に係る調査及び検査について、国の疫学調査チームに協力するとともに、必要な情報を収集する。 また、死亡野鳥や傷病野鳥については、県民の不安を解消するため、野鳥に係る高病原性鳥インフルエンザの情報収集に努め、野鳥に関する県民からの相談に対応するほか、捕獲野鳥検査に対応する。</p> <p>2 業務内容</p> <p>(1) 現地対策本部及び国(感染経路究明チーム)と連携し、現地での野鳥や野生動物に関する調査</p> <p>ア 発生地周辺における、河川、池、湖沼、ダム、山、湿地、田畑、野鳥飛来地などの地形や気温、湿度、天候、風量・風向などの気候を調査し情報を収集する。</p> <p>イ 野鳥及び野生動物の生息状況を調査し、野鳥・野生動物の侵入防止対策を検証する。</p> <p>ウ 発生地周辺における野鳥及び死亡野鳥等の採材及び検査に協力する。</p> <p>エ 発生地周辺の野生動物の捕獲、採材及び検査に協力する。</p> <p>(2) 野鳥や野生動物に関する県民相談窓口 本病が国内で発生するなど、県民の不安が高まる場合は、これを解消するため、野鳥に係る高病原性鳥インフルエンザの情報収集に努め、死亡野鳥や傷病野鳥に係る県民からの通報や相談に対し、不安解消のための状況説明を行うとともに、検査依頼に対しては、参考資料7「放置された所有者不明の鶏等の発見通報等への対応」に基づき対応する。</p>	
<p>健康対策班 班長：健康増進課長</p>	
<p>1 基本方針 高病原性鳥インフルエンザは、稀ではあるがヒトへの感染が確認されていることから、高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応手順(人の健康管理について)(平成19年3月23日付保健福祉部長通知)に基づき発生農場の従業員や周辺住民及び殺処分に関与するヒトへのワクチン接種の勧奨や健康状況調査、健康相談、家庭訪問を実施し、健康状態の監視を行い、早期の症例検知と医療提供体制を整備する。</p> <p>2 業務内容</p> <p>(1) 現地対策本部と関係市町との協議</p> <p>ア 養鶏場従業員数及びその家族の把握</p> <p>イ 養鶏場の近隣家庭数の把握</p> <p>ウ 抗インフルエンザウイルス薬の手配</p> <p>エ 複数の保健所へ医師、保健師等の応援要請</p>	

- オ 厚生労働省への発生報告
- (2) 現地対策本部との連携による健康調査及び検査の実施
 - ア 養鶏場関係者に対する調査・検査
養鶏場従業員及びその家族に対し、問診及び健康状況の聞き取り等の実施。
 - イ 防疫業務従事者に対する調査・検査
 - (ア) 防疫業務従事者に対する問診と健康状況の聞き取り、検温、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等の実施
 - (イ) 実施者
 - 医師：診察、抗インフルエンザウイルス薬投与（希望者）、有症状者に対する検体採取
 - 保健師：問診、検温
 - (ウ) 防疫業務終了後 10 日間の各自による健康観察と保健所への報告を指導
 - ウ 養鶏場付近の世帯に対する健康調査
発生場所の周辺に居住する地域住民等に対し健康調査を行い、有症状時には接触状況を確認し、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行う。
- (3) 県民が健康不安を覚えないための本病の正しい知識の普及啓発
県民に対し人への感染に関する一般的な情報を提供し、県民の不安を解消する。
- (4) ヒトの健康に関する県民相談窓口設置。
- (5) 医療提供体制の確保
病状が重篤で入院が必要な患者発生時の対応として、第二種感染症指定医療機関との調整
かかりつけ医での外来診療が困難な場合は、新型インフルエンザ協力医療機関との調整
- (6) 患者サーベイランス
早期に患者発生を把握するため、鳥インフルエンザが疑われる患者を診察した医療機関に報告の要請

食品安全対策班

班長：薬務衛生課長

- 1 基本方針
高病原性鳥インフルエンザ発生農場の発生確定前に出荷された家きん等が、食鳥処理場で処理される過程での感染拡大を防止するとともに、移動制限区域内の食鳥処理場が適正に業務を実施可能となるように、衛生条件にかかる事前指導及び審査を実施する。
発生農場由来の鶏卵・鶏肉の取り扱い及びその安全性に関する相談については、現在設置している「鳥インフルエンザ相談窓口」や食の安全に関する県ホームページを活用対応し、消費者の不安解消に努める。
また、動物愛護法に基づく愛玩鳥等の遺棄の防止及び衛生対策についての正しい知識の普及・啓発を行う。
- 2 業務内容
 - (1) 鶏肉・鶏卵の安全性確保に関する対応
 - ア 発生農家から出荷された鶏卵・鶏肉への対応
消費者に対しては、県の食の安全に関するホームページを利用し、当該農家及び一般の鶏卵・鶏肉の安全性に関する情報を提供する。
 - イ 鶏卵・鶏肉の安全性に関する相談への対応

高病原性鳥インフルエンザの発見を受け、県民から鶏卵・鶏肉の安全性に関する相談があった場合、適切な対応ができるよう、各保健所衛生課に鶏卵・鶏肉の安全性に関する情報を提供する。

(2) 卵選別施設・食鳥処理場における衛生指導等

ア 食鳥処理場・GPセンター等の指導

移動制限区域内や疫学的に関連する食鳥処理場・GPセンター等に対して、鶏卵・鶏肉の安全性を確保するための衛生措置が適切に行われるよう、衛生指導に関して、食肉衛生検査所、保健所衛生課との調整を行う。

イ 移動制限区域内の食鳥処理場に対して、家きん等の移動制限に伴い業務が制限されることの周知に係る連絡調整をする。

ウ 移動制限区域内の食鳥処理場に対して、移動制限区域外からの家きん等の搬入に係る衛生条件の審査を実施し、早期に業務が再開可能となるよう関係機関に協力する。

(3) 愛玩動物に関する衛生指導

ア 愛玩鳥飼養者の移動自粛や清浄性確認について、飼養者の理解に努め調査及び検査等に協力する。

イ 愛玩鶏(鳥)の飼育管理と終生飼養の啓発

むやみに鳥の遺棄が行われないよう、高病原性鳥インフルエンザに関するホームページ等による情報提供と異常鶏(鳥)発見時の通報先の徹底を行う。

ウ 死亡野鳥や遺棄鳥の捕獲等に関し一般住民からの相談・通報等に対する対応

エ 食品の安全性に関する情報提供と相談窓口

食品衛生面からの鶏肉、鶏卵の安全性の啓発活動を行う。

中小企業対策班

班長：経営支援課長

1 基本方針

本病発生に伴い被害を受けた流通業者(食鳥処理業者、選卵選別等業者)、食肉加工・販売業者への融資による経営支援を行うとともに、中小企業等経営支援に関する相談窓口を設置する。

2 業務内容

(1) 本病発生に伴う被害を受けた流通業者や関連業者等への融資に係る経営支援

ア 影響が懸念される中小企業者等

鶏肉加工処理業者、鶏卵・鶏肉卸売業者、同小売業者、運送業者、飲食店(焼鳥屋等)

イ 中小企業者向け制度融資による支援

原油価格高騰等・経済変動対策資金

原油価格高騰等・経済変動対策資金の融資対象にある「最近3か月間の月平均売上高が過去3か年のいずれかの年の同期の月平均売上高と比較して10%以上減少している者」または、「中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定に基づく不況業種として、市町長の認定を受けた者」を適用し、高病原性鳥インフルエンザの発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している中小企業者及び組合を対象とする。

(2) 中小企業等を対象とした経営支援に関する相談窓口

農業経済班

班長：農業経済課長

1 基本方針

本病発生に伴い被害を受けた生産者へ農業金融を融資することにより経営支援

を行う。

2 業務内容

- (1) 地方局産業振興課と連携し、被害を受けた生産者に対する資金相談窓口の設置
- (2) 被害を受けた農業者への融資による経営支援
 - ア 農林漁業セーフティネット資金
本病の発生により経営の維持安定が困難な農業者に対し、農業経営の再建に必要な資金を融通する。
 - イ 農業近代化資金、農業経営基盤強化資金
認定農業者に対し経営改善のための家畜の購入、畜舎の改良・造成・復旧に必要な資金を融通する。

農業経営対策班

班長：農産園芸課長

1 基本方針

高病原性鳥インフルエンザの発生にともない、被害を受けた生産者への経営指導及び家畜防疫員がまん延防止の観点から必要と認めたときは、移動制限区域内の鶏糞を原料とした肥料（以下「鶏ふん肥料等」）に関する必要な情報を収集し畜産課へ情報の提供を行う。

また、肥料流通業者及び使用者に必要な情報の提供及び要請を行う。

2 業務内容

- (1) 本病発生に伴い被害を受けた生産者への経営指導
- (2) 本病発生に伴い被害を受けた生産者からの経営相談窓口設置
- (3) 地方局産業振興課と協力し鶏ふん肥料の情報収集
 - ア 発生農場において、患畜等となる7日以内に生産、出荷された鶏ふん肥料等の出荷先、出荷量及び荷姿等の確認。
 - イ 移動制限区域内の鶏ふん肥料等の量、保管状況、肥料生産工程の概要等の確認。
- (4) 県対策本部防疫対策班、現地対策本部と協力し鶏ふん肥料等の移動制限等を実施
 - ア 発生農場において、患畜等となる7日以内に生産、出荷された鶏ふん肥料等の出荷先における、販売、使用の自粛を要請する。
自粛の期間は、農産園芸課と畜産課が協議して決定するが、当該肥料が汚染し、又は汚染しているおそれがある場合は、家畜防疫員の指示に従い処分する。
 - イ 畜産課は動物衛生課と協議し、鶏ふん肥料等の貯留状況により必要なときは、搬出・輸送・搬入時及び異動先における病原体の拡散防止措置の状況等を勘案し、移動制限の例外を認める。
- (5) 問い合わせへの対応
農政課からの疑い例の報告を受けて、耕種農家からの問い合わせに対し、畜産課と協議しつつ問い合わせに対応する。

監視ポイント等確保班

班長：道路維持課長

1 基本方針

本病が発生した場合は、早急に移動制限、消毒実施ポイントを設置し、本病ウイルスの拡散を防止する必要があるため、これらの業務が円滑に実施できるように企画連絡調整に努める。

<p>2 業務内容</p> <p>(1) 移動規制に伴う通行制限を行う場所確保のための関係機関との連絡調整</p> <p>(2) 現地対策本部との連携による通行制限及び車両消毒場所等の確保</p>	
<p>私立学校関係対策班</p> <p>保育所等福祉施設対策班</p> <p>公立学校関係対策班</p>	<p>班長：私学文書課長</p> <p>班長：子育て支援課長</p> <p>班長：保健スポーツ課長</p>
<p>1 基本方針</p> <p>対策本部と密接な連携のもと、乳幼児、児童、生徒の安全を第一に考え、保育所・幼稚園・児童養護施設・小学校・中学校・高等学校（以下「学校等」という。）の飼育鳥の衛生対策（野鳥対策、消毒）の徹底、感染防止に係る啓蒙（手洗いの励行）等の正確な情報に基づいて適切な対応をする。</p> <p>また、給食に対する不安解消、風評被害防止を図るため、鶏卵・鶏肉の安全性に係る正しい知識の普及啓発を行う。</p> <p>2 業務内容</p> <p>(1) 学校等の飼育鳥の衛生対策について</p> <p>ア 乳幼児、児童、生徒及び保護者の不安解消のための飼育方法の周知徹底</p> <p>(ア) 学校等における飼育動物の野鳥対策や消毒方法、手洗いの励行等の徹底を依頼する。</p> <p>(イ) 飼育については、乳幼児、児童、生徒、保護者への説明を十分にしてから行うよう依頼する。</p> <p>イ 家きん等飼育施設の飼育状況の再確認</p> <p>飼育している家きん等の種類と羽数及び最近死亡した羽数を以下の流れで確認するとともに、飼育方法について再確認する。</p> <p>ウ 異常鶏確認時の連絡体制の整備</p> <p>飼育している家きん等が死亡した場合や死亡した野鳥を発見した場合には、各所管対策班へのFAXでの届け出を周知する。</p> <p>エ その他</p> <p>必要に応じ、家畜保健衛生所職員による立ち入り検査の手順について、学校等に連絡する。</p> <p>(2) 学校等の給食対策について</p> <p>ア 給食の安全性の周知</p> <p>学校等の給食に対する乳幼児、児童、生徒、保護者の不安解のため、消流通している鶏卵・鶏肉は安全性に特段の問題はないとされていることを文書で通知し、安全性の周知を図る。</p> <p>イ 風評被害防止</p> <p>高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う県内産鶏卵・鶏肉に係わる風評被害の防止について、文書で通知し、再度安全性の周知を図るとともに風評被害防止の協力を依頼する。</p> <p>(3) その他</p> <p>給食・飼育動物に関する相談窓口を設置する。</p>	
<p>公安班</p>	<p>班長：県警察生活環境課長</p>
<p>1 基本方針</p> <p>対策本部と密接な連携のもと、防疫対象地域を管轄する警察署及び関係所属と</p>	

連絡調整を行い、必要な協力を行うよう企画調整する。また、拾得鶏等の対応を行う。

2 業務内容

(1) 警察本部の総括と連絡調整

対策本部との連携を密にし、警察本部の総括及び連絡調整を行うとともに、防疫対象地域を管轄する警察署及び関係所属との間で、必要な情報の提供・収集を行う。

(2) 関係警察所属に対する企画調整

防疫対象地域を管轄する警察署及び関係所属が、現地対策本部からの協力要請を受けて、当該地域の安全確保等に必要な協力を行うよう企画調整を行う。

地域の安全確保等に必要な協力を行う場合の例示

- ア 発生農場周辺に報道関係者を含む一般者等が参集して交通事故や雑踏事故等が予想される場合
- イ 公道あるいは道路待避所等を使用・占有して防疫措置や消毒ポイントを設置する場合や誘導看板を設置する場合
- ウ 防疫措置に伴う公道の交通規制・通行遮断等が必要な場合
- エ 汚染物品等の搬出に係る輸送経路において交通整理等が必要な場合
- オ 県民等から所有者が不明な鳥や放棄鳥等の通報があった場合

防疫対策班

班長：畜産課長

1 所掌事務

- (1) 現地対策本部への指示及び情報収集
- (2) 国、家保との連携
- (3) 移動制限区域・搬出制限区域の設定、告示
- (4) 県内関係機関との防疫対策会議の開催
- (5) 防疫員、作業者の確保
- (6) 関係県との連携
- (7) 防疫衛生に関する相談窓口
- (8) 防疫に関する情報の収集・公表

2 事務の具体的内容

- (1) 庁内連絡会議、対策本部会議、県内関係機関との防疫対策会議等の開催
- (2) 現地対策本部への防疫活動等に係る指示
- (3) 発生家保を除くその他家保への指示
- (4) 防疫対策に係る国との連携（他県からの応援要請を含む）
- (5) 県域の関係団体、関連組織等との連携
- (6) 現地対策本部と連携し、防疫作業等者の確保・調整、家畜防疫員の出役調整
- (7) 防疫対策に係る他県との連絡調整（情報交換を含む）
- (8) 移動制限区域、搬出制限区域の設定、告示
- (9) 各対策班への本病に関する専門知識の提供。防疫衛生に関する相談窓口
- (10) 現地対策本部と連携し、防疫活動全般の調整、防疫関連情報の収集

参考資料4 高病原性鳥インフルエンザ防疫従事者の作業の手引

1 日の流れ		
1	集合場所に集合	
2	問診会場へ移動	
3	問診、血圧、体温測定	医師、保健師等
4	作業着への着替え及び長靴の受取	
5	あいさつ及び作業等の簡単な説明	
6	防疫服の受取、着替え	保健師等の指導
7	班ごとの作業の説明	
8	鶏舎への入場	
9	鶏舎内作業	
10	退場（退場時の全身消毒）	
11	脱衣	保健師等の指導
12	手洗い・うがい 休憩	
	以下4番以降の繰り返し	
13	作業終了後、問診、体温測定	医師、保健師等

1 集合

防疫従事者は、あらかじめ指示のあった時間及び場所に集合する。
動きやすい服装で、着替え、タオル等を持参する。

2 受付

集合場所での混雑を避けるため、防疫従事者は所属又は団体別に受付を済ませる。

3 問診

問診は、保健所の指示により、高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応手順（人の健康管理について）に基づき実施する。

4 チームの編成及び作業内容説明

全員集合後、集合場所でチーム編成を行い、作業概要及び留意事項について説明する。なお、作業内容の詳細については、農場においてチームリーダーが説明する。

5 防疫服等の着用

防疫服一式等を受取った後、防疫服の背面にマジックで所属・氏名を大きな文字で記入し、着用する。

マスク、ゴーグル、帽子、手袋、着替え等は休憩所まで各自持って行く。

6 農場への移動

集合場所から農場入口に隣接する仮設テントまでは、スリッパを履いて、徒歩あるいはバス等で移動する。

7 農場入場

- (1) 仮設テントで、長靴に履き替え、マスク、ゴーグル、帽子、手袋を着用する。
- (2) 農場入口の消毒槽で長靴を消毒し、各チームそれぞれの作業場所に集合する。

8 現場での作業要領の説明及び安全性の確保

- (1) 現場の責任者は、防疫従事者の点呼を行い、作業内容の説明を行う。

(2) 作業は 2 交代制で行い、 1 回の作業時間は、発生時の気候や気象条件等を考慮した上で、決定する。

なお、作業の交代時には、防疫服の上から噴霧による消毒を行い、手洗い、洗顔、うがい及び手指等のアルコール噴霧消毒をする。

(3) 作業現場は、車両や作業の複雑化が予想されるため、特に安全性の確保については十分説明を行う。また、交通整理の人員の配置を考慮する。

(4) 発生現地班の責任者は、労務衛生及び作業安全性の確保のため、労務安全管理者を指定してその任務に従事させる。

9 農場退場

(1) 作業終了後、消毒サポートチームに、長靴、手袋、防疫服の上から消毒液の噴霧による消毒を受け、農場から退場する。

(2) 農場に隣接した仮設テントで保健所の指示により防疫服等の脱衣を行い、長靴からスリッパに履き替える。

(3) その後、手洗い、洗顔、うがい、手指等のアルコールの細霧による消毒をする。

10 集合場所への移動

仮設テントから集合場所まで、徒歩あるいはバス等で移動する。

11 健康診断

集合場所において、健康調査に基づき問診を実施する。また、医師の指示のもと、本人の希望を確認し、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬（リン酸オセルタミビル）を服用する。

12 解散

(1) 解散後は速やかに帰宅し、入浴するとともに、着用していた衣服は洗濯する。

(2) 防疫従事後 10 日間の健康観察期間中、健康状態に留意し、体調に異常がある場合は、速やかに医療機関で受診するとともに、保健所に連絡する。

13 その他

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止の観点から、防疫従事者は、原則として、防疫作業後 7 日間は、発生農場以外の鳥類に接触しない。

接触する場合は、事前に家保にその旨を報告し、指示を受ける。

参考資料 5 - 1 発生地班マニュアル

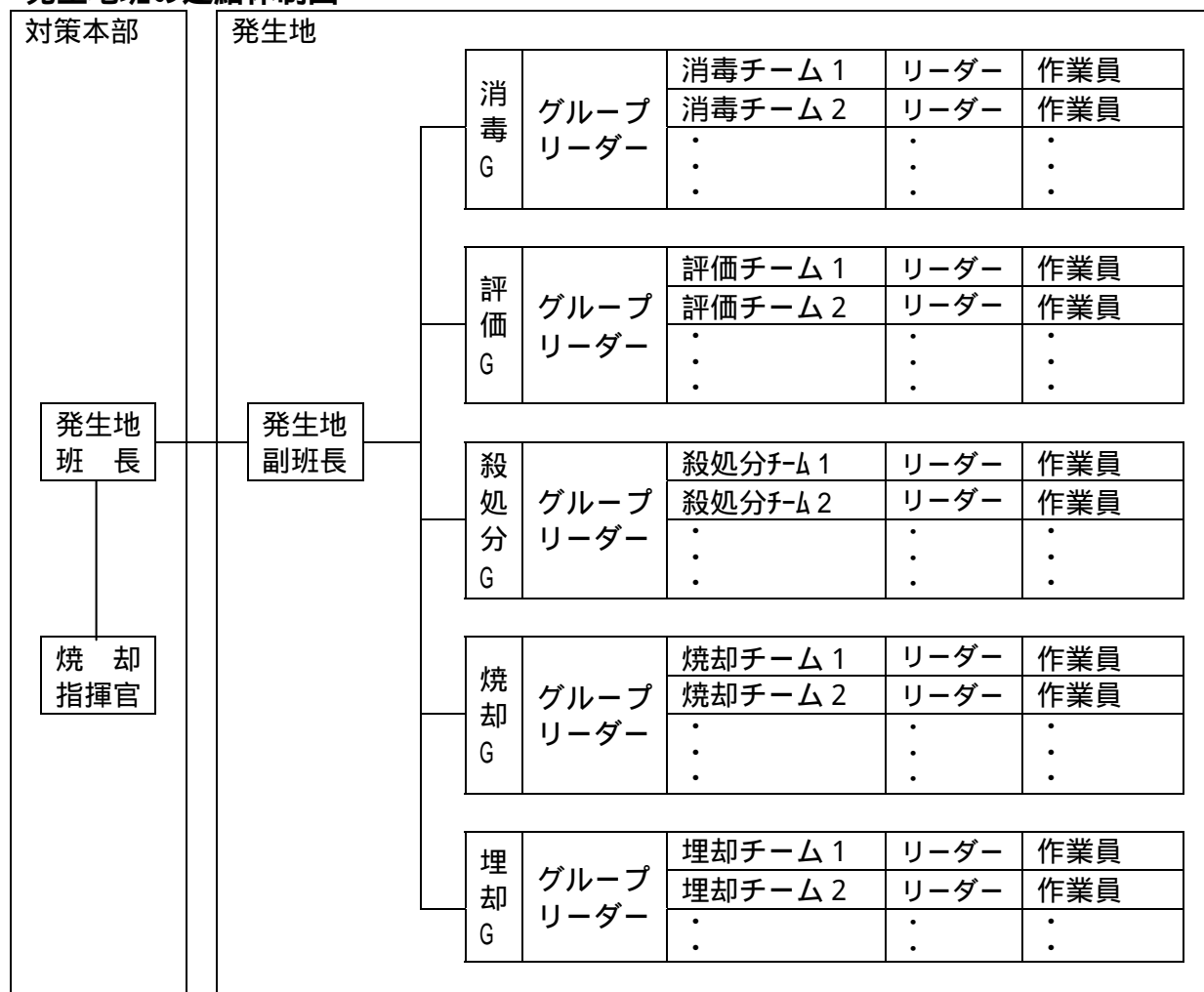
1 グループの構成

- (1) 消毒グループ：発生農場外へのウイルスの散逸防止並びに発生農場内のウイルスの撲滅を目的とした消毒の実施。
- (2) 評価グループ：家畜並びに汚染物品の評価
- (3) 殺処分グループ：患畜及び疑似患畜の殺処分。
- (4) 焼却グループ：家きんの死体、汚染物品の焼却。
- (5) 埋却グループ：家きんの死体、汚染物品の埋却。

2 連絡調整

- (1) 発生地班には、本部に班長を置き、現地に副班長を置き、全体の総括・調整を行う。また、各グループにはグループリーダー、グループ内の各チームにはリーダーを置く。グループリーダーは各グループ間の連絡調整を行うとともに、リーダーへの指示を行うこととする。全体の作業が円滑に進み、作業内容に偏りがないように調整を行う。
- (2) 発生地副班長は発生農場の状況を定期的に発生地班長へ報告する。
- (3) 発生地副班長とグループリーダーは、毎朝作業開始前に作業の進め方について検討調整するとともに、グループリーダーはリーダーにその内容を伝達する。グループリーダーはグループ内の動員者の役割分担を指示するとともに、作業内容を動員者用説明資料に基づき説明する。

発生地班の連絡体制図



参考資料5 - 2 発生地班；消毒グループマニュアル

1 基本方針

高病原性鳥インフルエンザ発生農場等の消毒は、発生地外へのウイルスの散逸防止並びに発生地内のウイルスの撲滅を目的に、以下の点を中心として効果的かつ確実に実施させるものとするが、法第25条第3項の趣旨を踏まえ、法第25条第1項の指示に代えて家畜防疫員が自ら消毒措置を行うことができるものとする。

(1) 発生農場の消毒

ア 鶏舎内外の緊急消毒は、発生届出から患畜決定までの間、ウイルスの散逸を防止するため、緊急に実施する。

イ 作業前後の消毒は、患畜決定から殺処分終了までの間、ウイルスの散逸の防止及び発生地内のウイルス撲滅を目的として行う。

ウ 防疫措置完了後の農場消毒は、防疫措置完了時の消毒を含め、移動制限解除までの間に3回以上（週1回ペース）実施する。

(2) 発生農場に出入りする車両の消毒

やむなく車両等が発生農場内に出入りする場合、出入りに際して徹底した消毒を行う。

(3) 発生農場の殺虫

発生農場内でのハエ等の衛生害虫は、ウイルス等の潜在的な病毒媒介昆虫であり、衛生害虫によるウイルスのまん延を防止するため、発生届出から患畜決定までの間、消毒措置と併せて緊急に殺虫作業を実施する。

2 グループの構成

(1) グループには各チームに指示を行うグループリーダーを配置し、グループ内各チームには、チームのまとめ役にリーダーを配置し、グループリーダーと連絡調整を行う。

(2) グループリーダーは発生地副班長と連絡を取り合い、作業を進めていく。

(3) チームの構成

1チーム編成 <緊急消毒・殺処分後の消毒> リーダー ホース持ち員 石灰散布員	1チーム編成 <防疫措置完了後の消毒> リーダー ホース持ち員 石灰散布員	1チーム編成 <農場に出入りする車両消毒> 消毒員
---	---	---------------------------------

3 業務内容

グループリーダーは副班長と打合せを行い、リーダーに作業手順の説明と役割分担の指示を行う。

(1) 発生農場の鶏舎内外の緊急消毒

対象：発生農場に出入りする車両・人、鶏舎、飼料倉庫、堆肥舎等関連施設及び道路・敷地全面

期間：発生届出時～患畜決定時まで

方法：発生農場の出入り口を1カ所に限定して通行制限を行い、出入りする車両等の消毒を行う。

鶏舎・飼料倉庫及び堆肥舎等関連施設は、動力噴霧器による逆性石け

ん液での消毒を、また道路・敷地全面については消石灰の散布を行う。

発生鶏舎内については、天井 壁 床のように散布していく。鶏への直接散布はしないこと。

(2) 発生農場の防疫措置時の消毒

対象：鶏舎、飼料倉庫、堆肥舎等関連施設及び道路・敷地全面

期間：評価開始～防疫措置完了までの間、毎朝作業開始前と作業終了後に実施する。

方法：鶏舎、飼料倉庫及び堆肥舎等関連施設は、動力噴霧器を用い逆性石けんでの消毒を実施すること、道路・敷地全面については消石灰を散布すること、また特に鶏体と鶏糞のある床面には十分散布するよう作業員に指示する。毎日の作業終了後、作業に使用した車両の消毒についても実施する。なお、散布した消毒薬が直接河川等に流出しないよう注意する。

(3) 発生農場の防疫措置完了後の消毒

対象：鶏舎、飼料倉庫、関連施設、道路・敷地全面及び埋却地

期間：防疫措置完了～移動制限解除までの間、鶏舎、飼料倉庫、堆肥舎等関連施設及び道路・敷地全面については1回/週程度、埋却地については期間中1回程度、それぞれ実施する。

方法：鶏舎、飼料倉庫及び堆肥舎等関連施設は、動力噴霧器を用い逆性石けんでの消毒を実施すること、道路・敷地全面、埋却地については消石灰を散布すること。

留意点：埋却終了後埋却グループ員は清掃を行うが、実施にあたり作業員は農場が再開することを前提とした入念な清掃（壁・柱の隅の埃まで可能な限り除去する）を行う。その後消毒グループが清掃状況を点検後、十分な消毒を行うこと。

(4) 発生農場に出入りする車両等の消毒

対象：発生農場に出入りする車両・人

期間：発生届出～発生農場防疫措置終了までの間、出入時毎に毎日実施する。

発生農場内等で作業を終了した車両についても消毒を実施する。

方法：通行制限に伴う消毒場所設置後、動員者2名が常駐し消毒を実施する。消毒場所には、動力噴霧器（車両全体に対してホースの長さ十分なもの）、消毒薬槽（消毒タンク、大型ポリ容器等）、水道から消毒薬槽への引水ホース及び消毒薬を設置し、出入り車両の消毒を行う。人については、消毒薬を入れた手洗い消毒槽及び踏み込み消毒槽を設置し、手指及び履き物の消毒を指示する。消毒薬には逆性石けん液を用いる。発生農場内で作業終了した車両は、消毒場所で逆性石けん液で消毒する。

なお、各作業終了後はリーダーからグループリーダーへ、グループリーダーから発生地副班長へ終了の報告をする。発生地副班長は発生地班長へ最終的に報告する。

参考資料5 - 3 発生地班；評価グループマニュアル

1 基本方針

- (1) 法第58条に基づき、処分する家きん及び家きん卵、飼料、堆肥等の汚染物品を評価する。(へい殺畜等手当金に係る家畜の評価方法例について；平成19年1月16日18消安第11286号)
- (2) 家きんの評価は、畜舎別にその種類、日齢等を考慮し患畜又は疑似患畜になる前の状態について評価することを基本とする。
- (3) 本病の場合、伝播力の強さと飼養規模(大規模羽数)を考慮したとき、いかに迅速かつ適正に評価を行うかが重要となってくる。そのため、大規模発生時には単位で行うことも考慮する。また可能な限り少ない人数で効率的な評価作業ができるよう、予め別添1の家畜及び汚染物品評価基準算出資料を参考に家畜評価基準表等を作成する。
- (4) 評価にあたって、『入雛伝票、鶏卵・廃鶏出荷伝票、飼料購入伝票、日報』等も参考にする。

2 グループの構成

- (1) 消毒グループに準じたグループリーダー、リーダーの配置とする。
- (2) チームの編成については、次のとおりとする。

1チーム編成 <家きん評価> リーダー 羽数計測員	1チーム編成 <家きん卵評価> リーダー トレイ詰め員 箱詰め員 台車保持員 消毒員 運搬員 計測・記録員	1チーム編成 <堆肥評価> リーダー 堆肥袋カウント員
1チーム編成 <飼料評価> リーダー 飼料検尺員		

(評価グループについては家畜伝染病予防法施行規則第61条に基づき編成。)

チーム構成；評価作業時に上記チーム編成のとおり、家きん・家きん卵・飼料・堆肥評価チームに分かれ、それぞれ計測・数量算出等を行う。評価人3名は家きん・家きん卵・飼料・堆肥評価チームのうち、家きん・家きん卵及び飼料評価チームに1名ずつ加わる。

評価人：家畜防疫員1名、その他2名、計3名(下記「評価人の選出」参照)。

記録員：処分状況を写真又はビデオテープに記録し、班長へ提出する。

また、畜主の立会を求め、対象家きん及び汚染物品を確認すること。

3 業務内容

(1) 簡易検査の結果が陽性時の対応

ア 評価人の選出

(ア) 家畜防疫員

(イ) 家畜防疫員以外の地方公務員で畜産事務に従事する職員(市町職員等)

(ウ) 地方公務員以外で畜産業の経験者(農協・全農などの生産者団体等)を選出する。

イ 家畜及び汚染物品評価基準算出資料の作成

評価に係る資料に必要なデータ(入離伝票・家きん卵や廃用となる家きん出荷伝票など)を農家や関連会社から入手する。

(2) 本病を疑うウイルスが分離された場合の対応

評価人に選出に関する事前連絡

(3) 本病の患畜と決定された場合の対応

ア 評価人の決定及び連絡

評価人推薦 評価の依頼 評価人承諾 評価人に連絡

イ 評価

評価開始指示を受け、法第58条及び同法施行令第5条の規定に基づく家畜並びに汚染物品の評価を行う。

<農場での作業>

(ア) 評価グループリーダーは、事前に発生地班長及び評価人と協議し、作業計画を作成する。評価人は家畜および汚染物品の評価のために、家きん(生存鶏)、家きん卵、残存飼料及び堆肥について、チーム員の協力を得て計測する。その際、発生農場内の飼養羽数を確認するために、死亡家きんについても同時に羽数を計測する。(下記参照。)

a 家きんの計測方法

家きん評価チームの係員は、リーダーの指示に従い左右の手にカウンターを持ち、生存数及び死亡数の計測を行う。

b 家きん卵の搬出・計測方法

(a) 家きん卵の搬出は、畜舎内にトレイ及びコンテナ(段ボール)を台車に乗せて運び入れる。(トレイ詰め員・箱詰め員・台車保持員)

(b) 作業は畜舎の一番奥から手前に向かって行い、家きん卵を順次トレイに詰めていく。

(c) それをコンテナに詰め、トレイが満杯になったコンテナ(段ボール)は、運搬員が畜舎外に持ち出す。(運搬員)

(d) 作業員1名が外側から消毒薬を散布する。(消毒員)

(e) 搬出したコンテナ(段ボール)に番号を付し、専用の計量器上で計量記録する。(計測記録員)

c 飼料の計測

飼料については、農協(飼料会社)等から『検尺』を借用し、評価人がタンク上面から残存量を計測する。

また自動給餌機を利用している場合は、作業が繁雑となるため、飼料タンクの設計図を取り寄せること。

d 堆肥の評価方法

堆肥については、製品として販売に供する段階の堆肥の保管量を確認する。

(イ) 作業終了後、使用した器材等は入念に消毒する。

(ウ) 各作業については記録用に写真撮影をすること。

以上の評価の結果については、リーダーが最終的な集計を行い、結果をグループリーダーへ報告、グループリーダーが発生地副班長へ連絡する。

4 評価の対象

(1) 対象家畜(法第58条第1項第1、3号並びに施行令第5条)

ア 疑似患畜（法第17条）

（ア）家畜防疫員が臨床症状、ウイルス分離検査及び血清抗体検査結果により患畜である疑いがあると判断された家きん（病性鑑定殺された家きん）

（イ）家畜防疫員が同居歴等の調査結果により患畜である疑いがあると判断された家きん

ただし、上記の場合において殺処分終了までに生存している家きん

（全生存羽数 - （発生～殺処分終了までの死亡数））+

（ア）のため病性鑑定殺された数 = 評価羽数

イ 汚染物品（法第58条第1項第5号）

（ア）家きん卵：異常鶏発生届出～殺処分終了までの期間に保管及び生産し、埋却処分する家きん卵を対象。

（イ）飼料：埋却処分する量を対象。

（ウ）排せつ物・敷料・飼養管理又は防疫作業に用いた車両・器具

5 留意事項

（1）グループリーダーは作業員の作業分担及び病原体の散逸防止について指示する。

（2）評価する家畜及び汚染物品数量を確認し、計量及び作業全体の写真撮影を行う。また、必要に応じて入雞伝票、家きん卵・廃用となる家きん出荷伝票、飼料購入伝票、日報等を参考に、生存羽数及び日齢並びに汚染物品数量を確定する。

（3）評価にあたっては、家畜及び汚染物品評価基準算出資料（別添1）を参考に、迅速かつ適正に評価を行い、家畜と物品別に評価簿（様式24-1、2）」に記録整理する。

（4）グループリーダーは評価終了後、速やかに発生地副班長に実績を報告するとともに、殺処分グループ等との連携を密にし、病原体の散逸防止について指示する。

発生地班長は、評価人の評価を基に評価同意書（様式24-3）を作成し、畜主に提示するとともに同意を得る。

また、評価人3名の評価による「評価書」（様式25-1）及び「汚染物品評価書」（様式25-2）を作成する。

家畜及び汚染物品評価基準算出資料

1 評価の基準

- (1) 採卵鶏の評価は、棚卸資産(「畜産簿記」、著者；新井 肇、発行；全国農業会議所)の評価方法で行い、評価基準表を作成(作成例別添 2 を参照)
- ア 雛は、日齢基準法による。
- イ 成鶏は、減価法による。
- (2) 肉用鶏は畜産物生産費(農水省：畜産物生産費調査)を参考に評価基準表を作成する。
- (3) 汚染物品の評価
- ア 家きん卵は、発生農場出荷取引市場の取引価格又は J A 全農大阪市場とし、規格は「M」とする。基準は Kg あたりとする。
- イ 飼料は、発生農場での購入価格又は(社)配合飼料供給安定機構の配合飼料の価格動向を基準とする。

2 評価基準表(例)

(1) 採卵鶏

区分	日齢	評価基準額(円/羽)	摘要
大雛	115	799	
成鶏	200	710	
	350	522	
	500	333	
	700	82	

(2) 肉用鶏

区分	日齢	評価基準額(円/羽)	摘要
	10	98	
小物出荷	40	319	
大物出荷	50	385	

(3) 汚染物品

区分	日齢	評価基準額	摘要
鶏卵	M	250 円/Kg	
飼料	育成鶏用	35,000 円/t	
(採卵鶏)	成鶏用	38,000 円/t	
飼料	前期	46,000 円/t	
(肉用鶏)	後期	41,400 円/t	

3 手当金交付・費用の負担の算出基準(法第 5 8、5 9 条の規定)

区分	算出基準	羽数(A)	適用
家畜 殺処分(患畜)	評価額の 1/3		殺処分：法第 17 条 病性鑑定：法第 20 条
(疑似患畜)	" 4/5		
汚染物品(配合飼料)	" 4/5		
(鶏卵)	" 4/5		
焼却、埋却	要した費用の 1/2		

参考資料5 - 4 発生地班；殺処分グループマニュアル

1 基本方針

- (1) 法第17条の規定により県知事の命令に基づき、患畜及び疑似患畜の殺処分を行う。
- (2) 殺処分は、家畜の所有者に防疫上必要やむを得ないものであることを説明し、所有者に課せられたこの義務は、行政不服審判法（昭和37年法律第160号）による不服の申し立てができないものであることを説明する。
対策本部で決定した殺処分場所及び方法を指示（殺処分指示書）によって確認するとともに、家畜防疫員はその実施にあたって積極的に協力する。
）評価チームによる家きんの評価終了後、直ちに殺処分を開始する。

2 係の構成

- (1) 消毒グループに準じたグループリーダー、リーダーの配置とする。
なお、チーム編成については下記のとおり。

1 チーム編成	
リーダー	バックホーン員
家きん取り出し員	ボンベ持ち員
袋詰め員	運搬員

グループリーダー：数チームの連絡調整・指示等を行う

リーダー：殺処分家きんの袋数のカウント、チーム内の連絡事項の取り次ぎ等行う。

家きん取り出し員：ケージから家きんを引き出す。

袋詰め員：ポリバケツにセットしたビニール袋へ家きんを入れ保定する。袋へ入れる羽数は10羽とする。袋を取り出した後、袋をセットする。

ボンベ持ち員：班単位でボンベを使う。移動時にボンベを保定する。

バックホーン員：家きんを袋に入れた後、炭酸ガスを袋内に充満させ、結束ヒモで口を閉じる。

運搬員：処分家きんの入った袋を畜舎出口まで運ぶ。運搬経路は同一方向に決める。

記録員：畜舎内の患畜及び疑似患畜の状況あるいは殺処分の状況を写真又はビデオテープに記録し、発生地班長へ提出する。（この記録員は他のグループの作業についても同様に記録をとることとする。）

- (3) 殺処分は、発生農場の規模・可能な動員者数等の条件により、処分終了までに要する日数が変動する。大規模農場で発生した場合、処分に長期間を要することは十分考えられるが基本的にはウイルスの拡散防止をいち早く食い止めるため、開始から最大7日以内（基本は3日以内）で終了するよう計画する。

- (4) 殺処分班は殺処分終了後、

ア 処分家きんを密閉性の高い感染性廃棄物容器へ積み込む作業、

イ 家きん卵、飼料及び糞等の汚染物品の評価・搬出・埋却を実施する埋却系の作業、の二手に分かれる。

3 業務内容

【 殺処分 】

- (1) グループリーダーは発生地副班長と事前に作業方法・計画について打合せを行い、グループリーダーが作業員に対し、別添動員者説明用資料に基づき作業手順と役割分担を説明する。(下記方法の項目参照。)
- (2) 殺処分は、原則として鶏舎内で行う。やむを得ず鶏舎外で殺処分を行う場合は、病原体の散逸防止、死体処理場所の選定に配慮する。
- (3) 動物の愛護、作業の省力化及び安全性の確保に留意し、炭酸ガスを用いて実施する。

(4) 殺処分方法

- ア グループリーダーの指示により、チーム毎に資材を確認し、畜舎に持ち込めるよう準備(セット)する。
- イ 評価が1列終了したら、チーム全員資材セットを携行して、列の一番奥まで入る。
- ウ 殺処分作業は、鶏舎奥側から手前方向に開始する。(別添畜舎内作業参照)
- エ 取り出し員が家きんをケージから取り出し、ポリバケツに2重にセットしたビニール袋(内：厚手の透明ゴミ袋、外：家庭用黒色)に入れる。
- オ 袋詰め員が10羽を袋詰めした後袋の空気を抜き、バックホーン員が炭酸ガスを袋内に充満させる。
- カ 袋詰め員が市販の口締バンド(以下「結束ヒモ(白色)」という)で袋の口を閉じる。口を閉じた袋は、ポリバケツから取り出しその場に置いておく。ポリバケツに新たにビニール袋をセットする。
- キ 運搬員が袋を畜舎入り口まで運ぶ。(一方向)
- ク リーダーは袋の数をカウントしスプレーで印を付ける。1クール終了毎にグループリーダーから発生地副班長へ実績を報告する。

参考資料5 - 5 発生地班；埋却グループマニュアル

1 基本方針

家きんの卵、糞、飼料等（焼却できない場合家きんの死体も含む）の汚染物品について、ウイルスの散逸防止のため家畜伝染病予防法第21条及び第23条に基づき、家畜防疫員の指示により埋却を行う。係員は、殺処分終了後に汚染物品の搬出に取り掛かるものとする。（焼埋却が困難な場合は、発酵処理についても考慮しなければならない。）

留意事項

重機オペレーター、掘削及び埋め戻し等実施業者等（以下「埋却処分実施業者」という）の契約は、基本的には畜主が行うものとする。

ただし、家畜防疫員が、家畜伝染病予防法第21条第4項及び第23条第3項に基づき、自らこれを焼却又は埋却した場合は、県と当該業者等が契約を締結するものとする。

2 グループの構成

(1) 消毒グループに準じたグループリーダー、リーダーの配置とする。

なお、チーム編成については下記のとおり。

1チーム編成 <家きん卵埋却> リーダー 回収員 運搬員 オペレーター * は専門業者へ委託する	1チーム編成 <飼料埋却係> リーダー 餌桶搬出員 餌フィーダー搬出員 運搬員 タンク飼料搬出員	1チーム編成 <鶏糞埋却> リーダー 回収員 運搬員 オペレーター * は専門業者へ委託する
--	--	--

3 業務内容

事前に発生地班長は、現地対策本部総務班、建設部等土木技術者の所属する部局課所室（以下「建設部等」という）と協議しながら全体計画を作成、その作業工程に応じた必要人員・資材を積算する。

また発生地班長は、建設部等に助言をおおぎながら、発生農場での搬出作業、埋却作業に必要な重機及び重機搬入路の確認・掘削作業手順等について打合せを行う。また発生地副班長は、グループリーダーに対し、動員者説明資料により作業手順を説明する。グループリーダーが作業員に作業手順の説明と役割分担の指示を行う。

(1) 搬出作業

ア 家きん卵の搬出

(ア) 評価及び殺処分の作業が終了後、コンテナ（段ボール）に詰められた家きん卵を、回収員がビニール袋に投入する。

(イ) 次に、ビニール袋を運搬員がフレコンバックに投入し、オペレーターがトラックで埋却穴へ運び処理する。

イ 残存飼料の搬出

(ア) 畜舎内は、餌樋員がスコップで樋の中の餌を回収し、ポリ袋をセットしたポリバケツに投入する。

(イ) また畜舎内の自動給餌機内にある飼料は、飼料タンクの底のスクリュー（オーガー）を外し、排出調節蓋を調整し餌フィーダー員がポリ袋をセットしたポリバケツに回収、運搬員が袋をフレコンバックに投入する（あるいは直接フレコンバックに投入する）。

(ウ) 飼料の投入の終わったフレコンバックは、オペレーターが特装車運搬車を操作して埋却穴へ運び処理する。

ウ 鶏 糞

(ア) 機械の使える場合は、糞の除去装置の付いたマルチローダを利用して、家きんの糞をすくい上げ、畜舎外へ搬出しフレコンバックへ投入する。機械の入らない畜舎の場合、あるいは家きんの糞が柔らかく機械では搬出できない場合、家きん糞搬出員が鋤鎌等を使って搬出する。

(イ) 高床式では、できる限り機械を活用し、(ア)の方法に準じて早期の排出に努める。

(エ) 残存糞量と埋却穴の容量から、埋却が困難な場合は、石灰によるシールも考慮する必要がある。

(オ) 家きんの糞の投入の終わったフレコンバックは、オペレーターが特装車運搬車を操作して埋却穴へ運び処理する。

エ 以上の作業実績については、1クール終了毎にグループリーダーが発生地副班長に報告し、発生地副班長が対策本部に報告する。

オ 埋却グループは作業終了後、終了した鶏舎毎に清掃作業にとりかかる。

(2) 埋却地の選定及び埋却作業

ア 埋却地の選定及び資材等の確保

(ア) 簡易検査陽性時点の対応

a 初動対応緊急会議において、発生地班長及び埋却グループが策定した計画を、現地対策本部総務班で検討を行う。特に埋却場所地については、建設部等の技術面での専門的見解、健康対策班の環境保全の立場からの見解を参考にしながら、畜主・市町と土質、地下水（断層）及び水源地等について事前に把握・協議した内容の確認をする。

b 発生農場内の確保が不可能な場合は近隣の土地を選定することとし、現地対策本部総務等が協議の上、市町に埋却地の選定を依頼する。

c 埋却グループは、建設部等の助言及び発生地班長の指示により、発生農場で必要事項の確認等を行う。

(確認事項)

(a) 発生農場内スペースの確認

(b) 隣接地の土地所有者の確認及び直近の市町有地の地形・面積

(c) 発生農場または埋却予定地への侵入道路の確認（有効道路幅員、重機運搬に係る台車の進入の可否）

d 埋却グループは発生地班長及び建設部等と協議後、埋却に必要な資材を確認し、必要な資材一覧を作成、発注準備を総務班に依頼する。

e 埋却作業実施業者の選定は、原則として畜主が行うこととする。ただし、家畜防疫員自らが埋却する場合は、「家畜伝染病発生時における支援活動業務に関する協定書（平成22年7月8日協定締結）」に基づき、社団法人愛媛県建設業協会が選定するものとする。

(イ) 本病の患畜と決定された時点の対応

- a 埋却グループは、事前に把握した埋却地について、関係機関、市町による協議及び住民の意向を尊重するための協議内容を確認する。(住民説明会を開催し理解を求める。)
- b 必要資材の緊急発注及び埋却作業に係る契約の締結
発生農場の畜主と埋却作業実施業者の契約は民事契約であるが、発生直後に畜主自らが作業内容の積算等を行うことは困難であるため、県は、必要の応じて、契約締結を側面から協力する(埋却に要する経費は、法第59条の規定により、焼埋却経費の1/2が交付される。)。
なお、家畜防疫員自らが埋却する場合は、県と埋却処分実施業者が業務委託契約を締結するものとする。

(3) 埋却作業

埋却する汚染物品量について事前に試算し、手順等を発生地班長・グループリーダーで協議し作業案(埋却穴の容量、埋却方法等)を作成した後、建設部等と再度協議する。なお実際の作業については、下記ア掘削からカ埋却完了後の看板設置まで建設部等に協力をあおいだ上委託する。

- ア 埋却穴の掘削(掘削深度、底面幅、上面幅、長さより掘削穴の容量を計算する)
例：埋却穴の長さ = フレコン総梱包数 ÷ 1行のフレコン個数(15個) × 1m
= フレコン総梱包数 ÷ 15
- イ 埋却穴底面石灰散布
石灰散布は、フレキシブルコンテナ1袋当たり20m²の散布が可能。
例；35mの埋却穴では、約4.5袋必要
- ウ ビニールシート張り(18m × 50m × 0.35mm 遮水シート・ブルーシートを流用)
上記ビニールシートで15名程度必要。(端点確保に各3人以上必要)
(端点確保要員(5名 × 2端点) + 展開要員5名)
- エ 埋却作業
フレコンバック(家きん卵、糞、飼料)の投入に使用する重機は、原則として、クレーンもしくはバックホウ(クレーン仕様)とする。
- オ 埋め戻し作業
家畜伝染病予防法の基準に従い、汚染物品を埋却し、ビニールシートで覆い、上下に石灰を挟み、1m以上の覆土を実施する。
- カ 看板設置
埋却地周辺をロープ等で囲い、所定の事項を記載した看板を設置する。

発掘禁止

この場所は、家畜伝染病にかかった汚染物品を埋却した場所なので、発掘を禁止します。許可なく発掘した場合は、家畜伝染病予防法により罰せられます。

- 1 家畜伝染病名 高病原性鳥インフルエンザ
- 2 汚染物品の種類 鶏、鶏糞、鶏卵、飼料等
- 3 埋却年月日 平成 年 月 日
- 4 発掘禁止期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日までの3年間

平成 年 月 日
愛媛県 家畜保健衛生所長

作業の進捗状況は、定期的に発生地副班長が対策本部へ報告する。

参考資料 5 - 6 発生地班；焼却グループマニュアル

1 基本方針

殺処分グループにより処分された家きんの死体（可能であれば家きんの卵、糞、飼料等の汚染物品）について、ウイルスの散逸防止のため法第 21 条及び第 23 条に基づき、家畜防疫員の指示により焼却を行う。

なお焼却については、管内（管外）の市町との協議が必要であるが、その協議は県対策本部の協力のもと現地対策本部総務班が主として行う。

また一般焼却場（国庫補助を受けた施設）での鶏等の焼却については、環境大臣に別紙様式を届け出ることにより、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（適化法；昭和 30 年法律第 179 号）の規定（目的外使用の禁止）には抵触しない。（根拠；高病原性鳥インフルエンザの患畜等を家畜伝染病予防法等に基づき一般廃棄物処理施設で処理する際の財産処分（目的外使用）の取り扱いについて；平成 17 年 9 月 27 日環廃対発第 050927001 号）

2 グループの構成

(1) 本部に焼却指揮官 1 名を配置する。指揮官は運送する車両の確保、発生農場から焼却場への搬入経路、焼却場内での作業手順等の計画を立てる。また発生地班長からの報告を受けて焼却の進捗状況を取りまとめ、本部へ報告する。

発生農場及び焼却場にそれぞれグループリーダーを配置する。グループリーダーは農場・焼却場の全体指揮のため、実際の作業には入らない。またグループリーダーは発生地副班長へ状況報告を行うとともに連絡調整等を行う。

(2) 1 チームには必ずリーダーをおき、グループリーダーはリーダーと連絡を取り合い、作業を進めていく。

<p>グループリーダーが全体指揮 <農場積み込みチーム> 1 チーム編成) リーダー 容器積み込み員 パッカー員 消毒員（容器・車両各 2） 搬送員（運搬・積み込み各 8）</p>	<p>グループリーダーが全体指揮 <焼却場チーム> 1 チーム編成 リーダー 容器積み下ろし員 容器投入員 同行員 1 名（家畜防疫員） フォークリフト作業員 高所作業員 焼却監視員 * は専門業者へ委託する。 なお、作業は 24 時間体制の場合、3 交代制とする。</p>
--	---

ア 農場積み込みチーム

容器積み込み員：処分鶏の入ったビニール袋を感染性廃棄物容器へ入れる。

パッカー員：容器の蓋を閉める。

消毒員：容器と車両を消毒する。

搬送員：容器を搬送車まで運搬する作業と搬送車に積み込む作業に分かれる。

イ 焼却場チーム（焼却場毎に配置）

消毒員：焼却場入り口での車両消毒と、焼却処理がすべて終了後、焼却場の消毒を行う。

容器積み下ろし員：搬入された容器を下ろし、パレットへ容器を移す。

容器投入員：ごみホッパーへ容器の投入を行う。

フォークリフト作業員：特殊な高所作業車へパレットを積む。

高所作業車員：ホッパー投入口横まで高所作業車を運転する。

焼却監視員：一般ごみの焼却状況を確認しながら、容器の投入を指示する。

同行員：搬送車に同乗、農場から焼却場まで同行する。家畜防疫員1名が対応。

特殊な作業以外は、各作業間で適宜作業を交代する。

その他；記録員

処分状況を写真又はビデオテープに記録し、発生地班長へ提出する。（1名は殺処分記録員と同じ、その他は焼却場待機）

- (3) 焼却処分は、発生農場の規模・可能な動員者数等の条件により、処分終了までに要する日数が変動する。大規模農場で発生した場合、処分に長期間を要することは十分考えられるが、基本的にはウイルスの拡散防止をいち早く食い止めるため、開始から最大7日以内で終了するよう計画する。

3 業務内容

焼却指揮官は、事前に発生地班長と全体計画を作成、発生地班長がその作業工程に応じた必要人員・資材を積算する。また全体計画に沿って、発生地副班長はグループリーダーと事前に農場での作業、焼却場への運搬方法・時間、焼却場での作業方法等について打合せを行い、グループリーダーが各作業場所に配置する係員に対し、作業手順と役割分担の指示を行う。

<農場積込作業>

- (1) あらかじめ汚染区域（積み込み側）・清浄区域（農場からの搬送側）が区分できるよう、グループリーダーは作業前に運搬搬送員に搬送車手前にブルーシートを敷設するよう指示する。また積み込み搬送員は清浄区域での作業となるため、グループリーダーは積み込み搬送員に、発生農場内を避けて清浄区域から搬送車輛まで移動するよう指示する。次に発生農場内の積み込み作業にとりかかる
- (2) 容器積み込み員は、鶏舎入り口に置かれた処分鶏の入ったビニール袋を容器へ詰めこみ、パッカー員が蓋の4隅をきっちり止め、一旦容器を消毒する。
- (3) 次に運搬搬送員が容器を搬送車（ウイング付きの密閉性の高い2 t車）手前のシートまで運搬する。
- (4) 消毒員が、再度容器の周囲を入念に消毒薬で消毒する。その際清浄区域に入らないよう注意する。
- (5) あらかじめ待機していた積み込み搬送員が、容器を車輛に積み込む。
- (6) 積み込み終了後、出入り口で車輛全体の消毒を入念に実施する。
- (7) 同行員（家畜防疫員）が車輛に乗り込む。この同行員も清浄区域側から乗り込む。なお、出発は本部の焼却指揮官が発生地班長へ指示を出す。（焼却場の進捗状況を確認しながら行うため。）
- (8) 出発についてはグループリーダーが発生地副班長へ出発時間を報告する。発生地副班長が本部に報告する。
- (9) 本部焼却指揮官は、受け入れ焼却場のグループリーダーに車輛が出発したことを連絡する。

< 焼却場での作業 >

(1) 簡易検査陽性時点の対応

ア 初動対応緊急会議において、発生地班長、焼却グループ、管轄する市町が策定した計画を検討する。(焼却場の選定、焼却に要する日数・人員等の事前検討。)

イ 管内焼却場のみでは焼却が不可能な場合は、下記の順序で現地対策本部総務班等が、各関係市町に焼却の協力を依頼する。

また焼却指揮官は、総務班及び建設部等と協力し下記事項について確認する。
(確認事項)

(ア) 搬送経路の確認。

(イ) 使用時間及び焼却場内への搬入方法、投入方法及び必要な重機の確認。

(ウ) 専門オペレータ - の手配確保。

(エ) 焼却指揮官は計画に応じ、焼却に要する人員・資材を試算し、必要な資材一覧を作成後、発注準備を総務班に依頼する。

(2) 本病の患畜と決定された時点の対応

ア 焼却グループは、事前に発生地班長が、確認した計画及び方法に従い、現地の作業準備にとりかかる(下記手順)。なお、焼却場の使用にあたり周辺住民への情報提供(同意を得るよう)を徹底する。

イ 必要経費

焼却に要する経費は、法第59条の規定により、国が焼却経費の1/2を、県が残りの1/2を負担する。

ウ 焼却場作業(焼却場の条件により随時変更する)

(ア) グループリーダーは本部から車輛の出発の連絡を受け、受け入れ準備を始める。

(イ) 車輛が到着次第、消毒員が入口で車輛消毒を行う。

(ウ) 焼却場職員が車輛全体の重量を計量する。

(エ) 容器積み下ろし職員が、車輛から容器を下ろしパレット上に置く。残った容器は決められた場所に積み上げておく。

(オ) 積み下ろし完了後、車輛は再度重量を計量する。(搬入された容器重量を算出する。)

(カ) 容器を下ろした後、車輛は到着場所に移動し、車輛全体特に荷台は入念に消毒を行う。なお車輛は消毒後、同行員とともに発生農場へ出発する。

(キ) フォークリフト担当者(オペレーター)は、パレットを高所作業車へ移す。

(ク) 高所作業車員(オペレーター)は、作業車を稼働させ、ごみホッパー横の一時ストック場(投入を待機する場所)へ付ける。

(ケ) 焼却監視員(オペレーター)は、適宜ホッパーへの投入を指示する。

(コ) 容器投入員は焼却監視員の指示により容器を投入する。

(サ) 投入状況については、1時間毎に連絡調整員が本部の焼却指揮官に報告する。

(シ) 消毒員は、全ての投入作業終了後、使用したスペース及び機材の消毒を行う。その際グループリーダーも作業を行う。

(ス) 投入作業については、投入時以外に適宜休憩をとるようグループリーダーが指示する。

参考資料6 移動制限及び消毒ポイントの運営マニュアル

1 基本方針

移動規制班は、県対策本部にて決定された規制範囲、規制の時間に基づき、移動制限区域内における家きん等の移出入の制限の監視及び消毒ポイントの設置と車両消毒を円滑に実施するための業務を行う。

移動規制班は、総務企画グループ、移動制限監視グループ及び消毒グループを設置し、次の業務を行う。

2 業務内容

(1) 総務企画グループ

- ア 移動制限ポイント及び消毒ポイントの選定と設置
- イ 県対策本部及び市町対策本部との連絡調整
- ウ 管轄警察署への協力要請
- エ 道路使用許可等の申請（様式26-1、2、3）
- オ 必要人員の出役計画作成と総務班への確保要請及び作業班編成
- カ 必要資材の総務班への調達要請と在庫管理

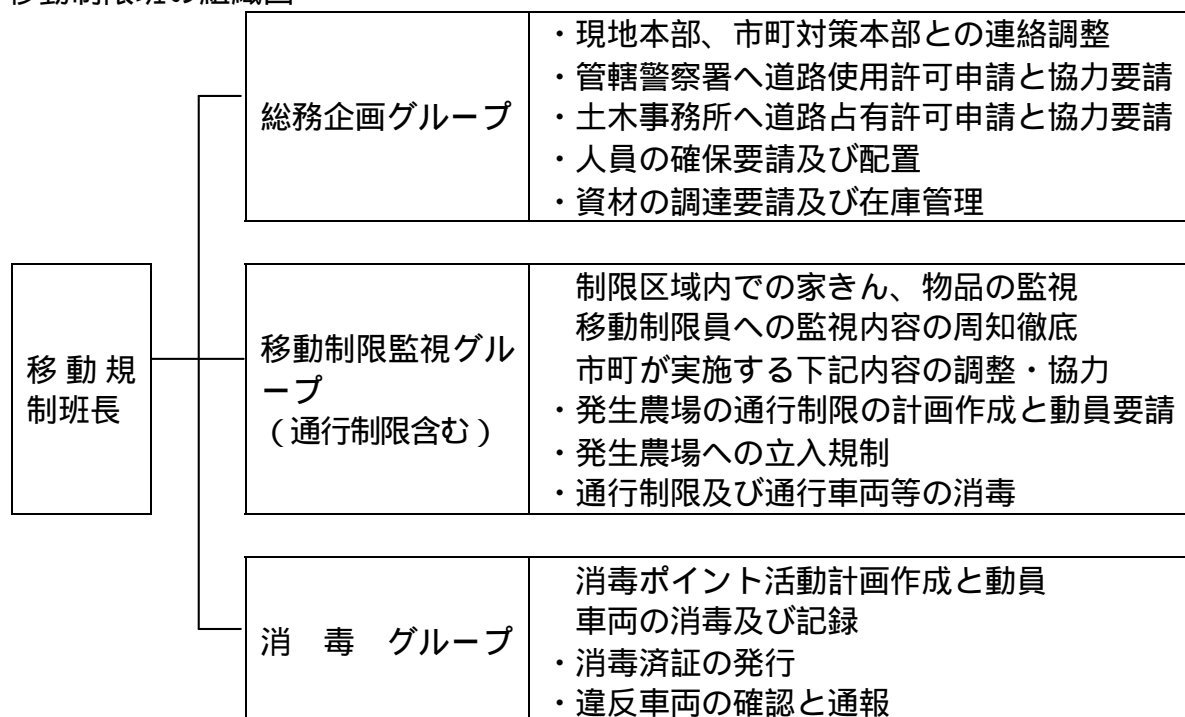
(2) 移動制限監視グループ

- ア 移動制限区域及び搬出制限区域内での家きん、その他の物品の移動の監視
- イ 移動制限区域内における移動禁止除外物品等の移動の記録
- ウ 移動制限員への監視内容の周知徹底

(3) 消毒グループ

- ア 消毒ポイントの運営
- イ 車両の消毒及び記録
- ウ 車両消毒確認書の発行

< 移動制限班の組織図 >



(4) 移動制限及び消毒ポイントの設置の留意点

県対策本部により示された各ポイントの具体的な設置場所を検討し、決定す

る。

この場合、以下の点に留意すること。

- ア 管轄警察署の指導を仰ぎ、大型車両の誘導、停車可能なスペースの確保による交通安全対策等を図る。
- イ 設置場所の地権者の同意を得る。
- ウ 深夜の作業による騒音等、周辺住民の理解と同意を得る。消毒薬の散逸による周辺環境への影響を考慮する。

<班編成>

- ア 班編成は、応援依頼により確保された県職員、市町職員、関係団体職員等により構成する。
- イ 安全性等を考慮し、警備員等を手配・活用する。
- ウ 24時間の監視となるため、作業に携わる人の健康管理に留意し、無理のない人員配置を行う。

(5) 設営の流れ

1日目	本病を疑う通報受理	
	病性鑑定	緊急家保防疫会議参加
		現地防疫対策連絡会議
		通行制限・消毒ポイントの設置、計画策定、動員要請
		「地域移動規制班」会議を開催して計画説明及び動員要請
2日目		消毒ポイントの設置・通行制限の準備 ・警察に道路使用許可申請と協力要請 ・国土交通省の出張所又は土木事務所に道路占用許可申請
		資材の調達・運搬確認
		人員配置表の確認及び連絡調整
		資材搬入
		設営及び予行演習
3日目	本病確定	消毒開始

3 消毒ポイントの設置

対策本部が決定した移動制限区域内の家きん及び汚染物品による本病のまん延を防止するため、消毒ポイントを設置する。

原則的に、5 km 半径の幹線道路沿いに2箇所、10 km 半径の幹線道路沿いに数箇所設置し、制限区域から出る関係車両を対象に消毒する。

(1) 対象車両

- ア 家きんの生体等（加工処理体も含む）輸送車
（家きんを入れたプラスチック製のコンテナを山積みしている）
- イ 家きん飼料輸送トラック
- ウ 家きん卵輸送トラック

エ 家きん堆肥運搬車両

オ その他家きん等関係車両

走行中の車両(トラック)を目視で養鶏関係車両と判断するのは難しいので、事前にトラック業協会、飼料会社、食鳥処理場等には消毒ポイントを経由して消毒を受けるよう協力要請及び運搬車両運行計画書(様式27)の提出を依頼しておくこと。

(2) 車両の誘導

消毒ポイントがあることを運転者に周知する看板をポイント手前に設置し、誘導者は養鶏関係車両と判断したものを消毒ポイントに誘導する。

(3) 消毒ポイントの設置場所及び箇所数等について

ア 消毒ポイントの設置場所については、作業の安全面、地域住民との関係、敷地保全等について県対策本部及び市町と十分に協議を行って決定する。

イ 消毒ポイントの設置箇所数については、移動制限区域と道路の状況を十分に考慮し、効率的な配置を行う。

(4) 移動制限区域内の特認での通過等について

ア 移動制限区域、搬出制限区域が主要幹線道路にかかる場合は、県対策本部の指示に基づき、特認での通過許可を行う場合もある。

イ 特認での通過許可を受ける車両は、指定された消毒ポイントで消毒を行い、消毒済証(様式29)の交付を受けて、運転席前面に掲示して通行する。

(5) 作業マニュアル

消毒作業マニュアル(参考資料5)のとおり

(6) その他

消毒ポイントの運営は、24時間体制での運営を基本とする。

しかしながら、通行車両が限定されることから、消毒ポイントの設置が周知できた段階で、関係者等と協議し、消毒ポイントの運営時間の短縮も可能とする。

参考資料7 消毒作業マニュアル

1 班編成

- (1) 初日は、円滑な作業や消毒ポイントの運営等の周知徹底を図るため、地方局2名+市町1名+警備員1名の4名、必要に応じ警察1名を加えた班編成で、6時間4交代制を基本とする。
- (2) 2日目以降は、県1名+市町1名+畜産団体1名+警備員1名(警察1名)の4(5)名体制で編成するが、設置後、しばらくは地方局等の人員を配置し、設置の周知徹底を図る。

2 作業手順

- (1) 消毒ポイントに集合
- (2) 点呼及び作業要領、作業手順の確認(様式28-1、2、3)
- (3) 防疫服、マスク、手袋、ゴーグル、ゴム長靴、カップを着用する。
- (4) 消毒作業手順
 - ア 「養鶏関係車両」を消毒ポイントに誘導する。
 - イ 「家畜伝染病予防法」等に基づき、防疫のために車両等の消毒を実施していることを説明し、消毒の協力を求める(記録員)。
 - ウ 移動制限、搬出制限に係る車両については、区域外に移出できないことを説明する(記録員)。
注1: 停止を振り切るような車両がある場合には、車両ナンバーを確認し、総務企画グループに連絡する。総務企画グループは、県対策本部(畜産課)に内容を伝える。
 - エ 運転手の了承後、車両の消毒を実施する。
注2: 消毒は、車両のタイヤ周り及び車底を行うが、家きん運搬車は、薬剤が鶏にかからないように十分に注意しながら全体的に消毒する。
 - オ 消毒の実施後、消毒済証(様式29)を渡すとともに、車体ナンバーを確認し、車両消毒台帳に時間、車両ナンバー、車種等を記録する(様式30)。
- (5) 消毒台数確認のための集計表に定時的に消毒台数を記入するとともに、定時的に総務企画グループに報告する。総務企画グループは、対策本部にその内容を報告する。
- (6) 消毒ポイント作業記録(様式31)に作業状況を記載する。
- (7) 交代時には、作業内容や状況を、次の班に伝達する。
- (8) 防疫服及びマスク、手袋は使い捨てなので、使用後は、防疫資材用ゴミ袋に詰め込む。

消毒ポイント設置の初日の手順

消毒機材等を準備する。

- ・ 動力噴霧機、タンク…企画グループや市町等が、NOSAI等の調達先から現地に持込む。(燃料のガソリンは、近くのガソリンスタンドに発注)
- ・ 消毒薬…企画グループや初動隊等が現地に持ち込む。

注1: 消毒ポイント周辺の排水に注意し、消毒薬による汚染を防止する。

注2: 複数の消毒班員が作業を行うことから、薬剤の希釈作業の記録は確実にを行う。

水(消毒薬希釈用)…市町等が確保する。水源が近くにない場合には、タンク車で運搬する。

消毒ポイント告示板…企画グループ及び消毒グループが設置する。

発電機、投光機、赤色灯、コンテナハウス等をリース会社に手配し、現地に搬入・設置する。

動力噴霧機の取扱いや車両等消毒の予行演習を行う。

3 移動制限区域及び搬出制限区域の制限内容

(1) 移動制限開始設定後

ア 移動が可能な事例

(ア) 飼料運搬車

(イ) 発生以前に移動制限区域内の食鳥処理場で処理された鶏肉及びG Pセンターで処理された卵

イ 移動ができない事例

生きた家きん、死亡家きん、卵、飼養管理器材、飼料（飼料運搬車中の飼料は除く）、鶏ふん等排せつ物は移動制限区域内での移動、区域外への搬出、区域内への持込みはできない。

ウ 例外協議後移動が可能な物品等

(ア) 卵

(イ) 発生農場を中心として半径5 km 以内の区域を除く区域外の生きた家きんで、直接、食鳥処理場に搬入するものに限る。

(ウ) 再開したふ卵業務で生産された家きんのひなで、移動制限区域外の農場等へ直接搬入するものに限る。

(2) 移動制限の縮小及び搬出制限の設定後

ア 搬出制限区域内において移動が可能な事例

(ア) 搬出制限区域内の移動

a 飼料運搬車

b 生きた家きん、死亡家きん、卵、飼養管理器材、飼料、排せつ物等

(イ) 搬出制限区域外からの移動

a 搬出制限区域外から、直接食鳥処理場及び農場に持ち込む生きた家きん、G Pセンター等や孵卵場に持ち込む卵は移動できる。

イ 移動ができない事例

(ア) 生きた家きん、死亡家きん、卵、飼養管理器材、飼料、鶏ふん等排せつ物は、搬出制限区域内から区域外への移動はできない。

(イ) 移動制限区域内からの移動は(1)移動制限区域の設定後と取扱いは同じである。

ウ 例外協議後区域外への移動が可能な物品等

(ア) 直接食鳥処理場に持ち込む生きた家きん、G Pセンター等に搬入する卵

(イ) 死亡家きん及び排せつ物等

(ウ) 家きんのひなで、搬出制限区域外の農場等へ直接搬入するものに限る。

(3) 移動制限区域内の特認での通過

ア 主要幹線道路が、移動制限区域又は搬出制限区域内の場合、国と協議を行い、特認で通過許可を行うことができる。対策本部は移動制限班に指示し、消毒ポイントの設置や関係者等に周知する。

イ 特認で通行許可を受ける車両は、指定された消毒ポイントで消毒を行い「消毒済証」の交付を受け、運転席前面に掲示して通行し、出口の消毒ポイントで返却する。

参考資料 8 G P センター及び食鳥処理場の再開における確認方法

1 目的

高病原性鳥インフルエンザ発生時における制限区域内のG P センター及び食鳥処理場の再開並びに制限区域外へのG P センター及び食鳥処理場の受入時において、防疫指針に基づき病原体の拡散防止を講じることを目的とする。

2 G P センター及び食鳥処理場の再開（受入れ）の流れ

現地対策本部（追跡調査班）における担当者の選定

G P センター等への事項確認立入りの通知（連絡）

G P センター等からの必要書類の提出

現場立入りにおける確認

改善指示及び確認

畜産課への確認文書の送付

国と例外協議（許諾確認）

関係者への処理場再開（受入）許可の通知

3 食鳥処理場の例外協議の開始時期

G P センターは移動制限設定時から例外協議が可能

区 分		食鳥処理場の所在地		
		移動制限区域	搬出制限区域	制限区域外
農場 所在地	移動制限区域	不可	不可	不可
	搬出制限区域	不可	搬出制限設定時	搬出制限設定時
	制限区域外	0～5 km は不可 5～10km は清浄性 確認検査後	搬出制限設定時	規制なし

4 確認方法マニュアル

（1）発生以前に行っておく事項

ア 家保管轄内のG P センター及び食鳥処理場の把握並びに取引農家の把握

イ G P センター及び食鳥処理場の本マニュアルに沿った事前指導

ウ 衛生管理マニュアルの作成指導

（2）担当者の選定

追跡調査班から担当者を2名以上選定する。

（3）関係者への事項確認立入りの通知（連絡）

関係者へ再開（受入れ）に向けた事項確認の立入りの旨を通知する。

（4）立入り

ア GPセンター及び食鳥処理場の立会者

- (ア) 当該処理場統括者
- (イ) 現場責任者

食鳥処理場の場合、当該処理場管轄食肉衛生検査所職員の対応を要請する。

イ 説明内容

- (ア) 処理場再開（受入れ）に必要な手続について
- (イ) 根拠となる法令（指針）
- (ウ) 「GPセンター等の再開に当たっての確認事項」についての説明

ウ 確認時の必要書類及び記録簿の整理

- (ア) 輸送運転管理記録簿
- (イ) 入退場消毒実施記録簿
- (ウ) 輸送カゴ消毒・保管実施記録簿

記録簿については新たに様式を作成するか日報等に項目を設けることでも可

エ 現場確認事項等

- (ア) 衛生管理マニュアル
- (イ) 車両消毒実施場所
- (ウ) 作業従事者更衣室
- (エ) 作業現場（食肉衛生検査所検査員、確認検査同行）
- (オ) 車両待機場所
- (カ) 輸送カゴ消毒・保管場所
- (キ) その他、事項確認に必要な場所

(5) 必要な改善指示

- ア 書類（記録）の確認及び現場確認において、確認事項に不適な箇所が認められた場合には具体的な改善の指示を行い、改善完了予定日を確認する。
- イ 改善指導を行った場合には、再度現場を確認する。

(6) 畜産課への確認文書の送付及び許諾確認

立入り（改善指導後）の結果を下記の資料とともに畜産課に送付する。

- ア 「GPセンター等の再開に当たっての確認事項」又は「食鳥処理場の再開に当たっての確認事項」
- イ 平面図
- ウ 衛生管理マニュアル

(7) 例外協議

国と例外協議を行い、再開等の決定を行う。

(8) 関係者への処理場再開（受入れ）許可の通知

- ア 畜産課は再開等の決定を現地対策本部長に連絡し、追跡調査班は関係者へ結果を通知する。

5 確認事項に関する解釈と指導ポイント

- (1) 車両（原卵輸送、製品輸送等に使用する車両を含む。以下同じ。）及び作業従事者（関係者を含む。以下同じ。）は、入場前及び出場後、移動制限区域内の家きん飼養場所を含む関連施設には立ち入らず、農場からGPセンターに直送すること。

運搬ルートは、追跡調査班が運送会社と確認する。この際、消毒ポイントを必ず通過するルートとする。

- (2) 車両は入出場時、消毒することとし、原卵輸送車両が製品車両・従業員車両と交差しないか、原卵輸送車両が消毒後交差することを想定して指導する。
- (3) 車両は、制限区域の境界等に設けられた消毒ポイントで消毒し、消毒済証を運転者からもらいコピーしてGPセンター側で保管する。
- (4) 作業従事者が作業場（原卵又は製品を取り扱う場所をいう。以下同じ。）に立ち入る場合には、専用の防疫服、靴、帽子、手袋等を使用すること。
- (5) 作業場は、施設の他の場所と明確に区別され、害虫、野鳥等の侵入を防止する構造又は防止する措置を講じていること。

原卵受け入れ口・製品出荷口はシャッター及びネットやカーテンが設置され、使用されないときは、閉められている状態であることを確認する。GPセンターは洗卵を境に清浄区と汚染区で明確に分別されるため、その境界に消毒槽設置や防疫従事者の担当を配置し、汚染区から清浄区への動きを制限するなどしているかを確認する。

- (6) 害虫が発生しないよう、施設内及び施設外を定期的に清掃することとし、実施記録簿がない場合は、日報に記載欄を設けるよう指導する。
- (7) 原卵、コンテナ又はトレー等の輸送に当たっては、コンテナ車両等の密閉可能な車両を使用する。（コンテナ車両が密封されているか確認して写真をとる。）

生産農場からGPセンターへの移動が短時間の場合、幌付の車両及び原卵をダンボールに詰めている場合も安全性を確保できれば認めることも可能とする。

- (8) 使用後のコンテナ、トレー等は消毒し、害虫、野鳥等と接触しないような場所で保管すること。消毒液は次亜塩素酸ソーダが大半だが、逆性石けん類等はポジティブ制度の対象になるため、消毒後は充分乾燥することが大切であることを指導する。

保管場所の出入り口はシャッター・カーテン・ネットがなされおり、害虫・野鳥との接触がないかを確認するとともに、保管場所がなくても、きちんとシートなどで害虫・野鳥の接触を防止しているかを確認する。実施記録簿については、日報もしくは消毒薬使用簿等に記入欄を設けるように指導する。

- (9) 当該施設の特性に応じた平面図及び製品フロー図まで含む衛生管理マニュアル等が定められていることや衛生管理マニュアル等に基づく措置について、定期的に記録していることを指導する。

参考資料9 放置された所有者不明の鶏等の発見通報等への対応

【異常がない場合】

依頼者	依頼事項		対応機関	対応内容	連携機関
県民	引取りを求められた場合	遺棄されたことが明らかの場合	保健所又は動物愛護センター	収容し、遺棄者の発見に努め、発見した場合は、厳正な処分を行う。 また、動物愛護条例に準じ公示等により所有者又は占有者の発見及び里親の発見に努める。 やむを得ない場合は、安楽死処分を行う。	警察署 市町
		遺棄されているか不明の場合	警察署	拾得物として警察署に差し出すよう指示する。	保健所
県民	保護を求められた場合	遺棄されたことが明らかの場合 (河川敷に籠で入れられている、捨てるのを見た等)	保健所	収容し、遺棄者の発見に努め、発見した場合は、厳正な処分を行う。 また、動物愛護条例に準じ公示等により所有者又は占有者の発見及び里親の発見に努める。 やむを得ない場合は、安楽死処分を行う。	警察署 市町
		遺棄されているか不明の場合	保健所	保護し、遺失物として警察署に届け出る。	警察署 市町
警察署	保管、委託又は処分を求められた場合		保健所又は動物愛護センター	動物愛護条例に準じ公示等により所有者又は占有者の発見及び里親の発見に努める。 やむを得ない場合は、安楽死処分を行う。	市町

【異常又は死亡している場合】

依頼者	依頼事項	対応機関	対応内容	連携機関
県民	引取り・保護を求められた場合	家畜保健衛生所	直ちに、家畜保健衛生所に通報し、引き継ぐ。 検査は関係機関と調整のうえ実施する。 動物愛護条例に準じ公示等により所有者又は占有者の発見に努める。 遺棄、殺害されたことも想定されるので、遺棄者等の発見に努め、発見した場合は厳正な処分を行う。	警察署 保健所 市町

【保護した鶏等に異常が認められる場合】

依頼者	依頼事項	対応機関	対応内容	連携機関
保健所	保護した鶏等に異常が認められる場合	家畜保健衛生所	直ちに、家畜保健衛生所に通報する。 (医療用マスク、ゴム手袋等を着用するなど、感染防護を行う)	市町

野鳥等の発見通報等への対応

【野鳥が活着ている場合】

依頼者	依頼事項	対応機関	対応内容	連携機関
県民	引取り・保護を求められた場合	森林林業課 家畜保健衛生所	森林林業課が引取り・保護し、対応する。 外傷等を認めず鳥インフルエンザを否定できない場合は、家畜保健衛生所において病性鑑定を実施する。	市町

【野鳥が死亡している場合】

依頼者	依頼事項	対応機関	対応内容	連携機関
県民	連絡があった場合	森林林業課 家畜保健衛生所	原則として、森林林業課が引取り、家畜保健衛生所に搬入する。 森林林業課が野鳥サーベイランスのマニュアルに基づき必要と判断した場合、家畜保健衛生所が検査を実施する。それ以外にあって、鳥インフルエンザを否定できない場合、または通報者の不安が払拭できず、特に検査の実施について強い希望がある場合などは、家畜保健衛生所の判断により病性鑑定を実施する。 毒殺等違法性が考えられる場合は、警察署に通報する。	警察署 市町

下線部事項以外は家畜保健衛生所では対応していない。

参考資料 10 発生市町における対応

1 基本方針

市町においては、発生防止対策に万全を期すとともに、発生した場合は発生農家の厳しい状況を踏まえ、県対策本部及び現地対策本部と連携を図りながら、防疫活動を円滑に行い早期解決に努める。また、発生時は、「市町高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部」（以下市町対策本部という。）を設置して円滑な防疫活動等を行う。

2 発生前の対応

(1) 発生予防対策

家保と連携した防疫演習及び庁内研修会の開催

(2) 啓発対策等

ア 養鶏農家、愛玩鳥飼養者に対する広報誌による高病原性鳥インフルエンザの啓発・指導

イ 愛玩鳥飼養者の飼養実態調査の実施及び配置図の作成

(3) 「市町高病原性鳥インフルエンザ対策本部」の設置準備

3 市町高病原性鳥インフルエンザ対策本部の設置

(1) 各班の業務及び作業内容

ア 総務企画班

(ア) 庁内対策会議の開催

(イ) 庁内の連絡・調整

(ウ) 器具・器材等の調達

(エ) 広報及び記録、情報収集等

(オ) 各課への応援要請及び各班の人員配置等

(カ) 県対策本部及び現地対策本部との連絡調整

イ 発生現地班

(ア) 現地対策本部と連携した殺処分・消毒、焼・埋却活動の実施

(イ) 焼却又は埋却の方針決定、埋却の場合は場所の選定

(ウ) 地区住民への説明会の開催

(エ) 発生農場周辺の通行制限

(オ) 家保と連携した家きん等の評価

(カ) 資材の準備、調達及び予算の執行

ウ 移動制限係

移動制限ポイント及び消毒ポイントの選定と協力

エ 清浄性の確認のための検査班

清浄性の確認のための検査時の人員の動員及び配置

オ 衛生班

(ア) 高病原性鳥インフルエンザに係る健康相談窓口の設置

(イ) 愛玩鳥飼養者への啓発、指導、飼養状況調査

(ウ) 保健所と連携した発生農場における健康診断応援

4 家保からの異常家きん等の発生報告から病性の決定まで

(1) 立入検査を実施した家保から異常家きん等の報告を受けた市町は、家保において次

の事項について緊急的な会議を行う。

- ア 家畜防疫員による立入検査の結果、本病が疑われる場合、発生の状況の確認を行う。
- イ 危機管理のもと事前に準備しておいた市町対策本部の設置時期の確認を行う。
- ウ 初動防疫前及び初動防疫時における市町の役割の確認を行う。
例：初動防疫前の確認事項としては、焼・埋却方法の確認及び埋却の場合の場所選定、通行制限の時期及び場所、対応、消毒作業の進め方

- (2) 通行制限の実施及び人員配置を行う。
- (3) 発生農場の消毒を行う。
- (4) 焼・埋却の方針決定及び埋却の場合は場所の選定を行う。

5 病性決定時以降

- (1) 病性の決定時、県対策本部及び現地対策本部が設置されるのに伴い、市町対策本部を設置し、県対策本部及び現地対策本部と連携を図りながら円滑な防疫活動を行う。
- (2) 関係団体及び区長等に連絡し、本病の周知及び防疫活動に対するの協力をお願いし、区長及び公民館長等の協力のもと愛玩鳥飼養者の調査及び本病防疫の周知を図る。
- (3) 学校及び幼稚園等に本病の周知及び防疫活動に対するの協力をお願いする。また、愛玩鳥等を飼養している学校等に防疫及び生徒の対応等の指導を行う。
- (4) 発生農場の周辺住民への説明会を開催する。
- (5) 家畜防疫員立ち会いにより、土木課長の指揮のもと埋却用の掘削を行う。
- (6) 円滑な防疫活動の対応及び殺処分鶏等の評価を行う。
- (7) 広報車等により住民に本病の発生や防疫対応等を周知するとともに、愛玩鳥の飼養者に対して防疫の協力及び異常家きん等の届け出について周知を行う。
- (8) 人の健康被害を想定した健康相談窓口の設置の広報を行い、風評被害や無用の混乱を防ぐ対策を行う。
- (9) 清浄性の確認のための検査の人員配置を行う。

6 移動制限解除以降

- (1) 埋却場所の安全確認やクラック等ができた場合には補修等を行う。
- (2) 家保と連携して経営再開に向けたプログラム実施の支援及び経営支援を行う。